

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項 2 号、第 801 条第 3 項 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 9 月 1 日

株式会社ラストワンマイル

株式会社テルベル

2025 年 9 月 1 日

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号
アウルタワー 3 階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役会長 兼 CEO 渡辺 誠
新潟市西区内野西が丘 1 丁目 2 番 6 号
株式会社テルベル
代表取締役 氣仙 直用

株式交換に関する事後開示事項

株式会社ラストワンマイル(以下、「ラストワンマイル」といいます。)及び株式会社テルベル(以下、「テルベル」といいます。)は、2025 年 7 月 16 日付でラストワンマイルとテルベルとの間で締結した株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、ラストワンマイルを株式交換完全親会社、テルベルを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は、記載のとおりです。

記

I. 本株式交換に関する事項

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第 190 条)

2025 年 9 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

本株式交換をやめることの請求を行ったテルベルの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

テルベルは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2025 年 7 月 16 日付で、テルベルの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるラストワンマイルの商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったテルベルの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

ラストワンマイルは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

ラストワンマイルは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 7 月 28 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるテルベルの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、ラストワンマイルは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりラストワンマイルに移転したテルベルの株式の数は 2,200 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) ラストワンマイルは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をラストワンマイルに通知したラストワンマイルの株主はおりませんでした。

(2) テルベルは、会社法第 319 条第 1 項の規定に基づき、テルベルの取締役が本株式交換契約の承認について提案を行い、当該提案につきすべてのテルベルの株主が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、2025 年 7 月 25 日に決議があったものとみされ、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ラストワンマイルは、本株式交換が効力を生じる時点の直前時のテルベルの株主に対して、その所有するテルベルの普通株式 1 株につきラストワンマイルの普通株式 11.37216549 株及び現金 213,636.363636 円の割合をもって、ラストワンマイルの普通株式を割当交付いたしました。なお、ラストワンマイルが割当交付したラストワンマイルの普通株式の合計は 25,018 株であり、その全ての株式をラストワンマイルが保有する自己株式により充当しております。

(4) 本株式交換により増加したラストワンマイルの資本金及び準備金は以下のとおり

です。

①資本金 : 0 円

②資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従いラストワンマイルが別途定める額

③利益準備金 : 0 円

以上